

3 施設整備の手引きの内容

施設整備の手引きでは、整備箇所ごとに具体的な整備の内容を示します。

整備箇所

1つの施設の中においても、箇所ごとに留意するポイントがあります。

①チェックポイント

移動のしやすさ、案内情報のわかりやすさ、施設整備の使いやすさの視点からそれぞれの整備箇所で見べきポイントを記載しています。

- (例) ・通行の支障となる段差がないか
・車いす使用者が通過しやすい幅(120cm以上)となっているか

②参考となる条例基準

遵守すべき法令等の内容を記載しています。

- ・福井県福祉のまちづくり条例
・高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(バリアフリー新法)

③整備のポイント

特に優先すべき整備内容を記載しています。

- (例) ・視覚障害者や高齢者のつまずきの原因になる、または、車いす使用者にとってのバリアになる戸の下枠の段をなくすことが重要です。

③整備の手引き

整備にあたっての基本的な考え方と具体的な寸法や必要設備等について記載しています。

- (例) ・出入口の幅は、原則として 80cm 以上とします。
・車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅は 120cm 以上とし、それ以外の出入口は 90cm 以上とすることが望まれます。

【手引きの見かた】

この手引きでは、必ず整備しなければならない内容を「◎」、整備すると望ましい整内容を「○」として表記していますので、整備の優先順位を判断する際の参考としてください。

4 建築物の出入口

チェックポイント

- ① 出入口の戸の下枠の段はないか
- ② 戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ③ 車いす使用者が通過しやすい幅となっているか

それぞれの箇所で見
べきポイントを記載し
ています。

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

体育施設の出入口であって、直接地上又は駐車場に通じるものうち、幅が1以上は、次に定める構造であること。

- (一) 幅は、80センチメートル以上であること。
- (二) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造の戸または車いす使用者が閉して通過することができる構造の戸であること。
- (三) 床面には、通告の際に支障となる段差が設けられていないこと。

まちづくり条例施行
規則の整備基準を記
載しています。
一部、条例基準がな
い項目については移
動円滑化基準を記載
しています。

【整備のポイント】

- ・視覚障害者や高齢者の躓きの原因になる、または車いす使用者にとって危険になる戸の下枠の段をなくすることが重要です。
- ・主要な出入口には、施設に関する情報を表示した案内板を設置しましょう。

整備のポイントを
短く説明していま
す。

【整備の手引き】

寸法

- ◎ **出入口の幅は80cm以上**とします。
- 車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の幅は80cm以上、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望まれます。
- 出入口の戸の前後には、150cm×150cm以上の平らな部分を確保することが望まれます。

整備にあたっての
基本的な考え方と、
具体的な寸法や必
要設備について記
載しています。

戸の形式

- 開き戸よりも引き戸、また、手動式よりも自動式の戸のほうが、開閉しやすく、安全です。

自動式引き戸

- 開閉の速度は、素早く開き、ゆっくりと閉まるものが望まれます。
- 通過する人がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置することが望まれます。
- 自動式の場合、非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望まれます。